

報告第1号

専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年2月22日提出

我孫子市長 星 野 順一郎

報告理由

損害賠償の額の決定について専決処分したので、報告するものです。

損害賠償の額の決定について

番号	賠償金額	賠償の理由	専決処分日
			過失割合
1	423,579 円	令和3年6月7日午前11時頃、賠償相手方が自転車で我孫子市白山1丁目7番21号地先市道11-001号線を走行中、当該道路のへこみによりバランスを崩し、転倒したことから、大腿骨を骨折した。	令和5年2月2日
			市 70% 相手方 30%